



後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の「後発医薬品使用促進」の方針に従い、患者負担軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品を積極的に採用しております。

そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。後発医薬品への変更について、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

医薬品の供給状況（供給不足等）による対応について

当院では患者さんに必要な医薬品を確保するよう努めておりますが、医薬品の供給状況（供給不足等）によっては、同じ効能効果を持った他の医薬品への変更をせざるを得ない場合があります。変更の際にはスタッフより説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

一般名処方加算に関する掲示

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。

そのため当院では、院外薬局でより柔軟な対応ができるよう、特定の商品名ではなく薬の主成分による処方箋（一般名処方）を発行する場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

長期収載品の処方に係る「選定療養費」のお知らせ

令和6年10月1日から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある長期収載品（先発医薬品）の処方を患者さんが希望された場合、特別の料金（選定療養費）をお支払いいただくことになります。

※詳細は下記QRコードからご確認ください。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



病 院 長



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

